

19む107

静岡地裁沼津支部19.11.20 認容 316条の25第1項

決 定

強姦未遂被告事件にかかる被害者Aの住居・電話番号・学校名が記載された全ての書面について、

1 検察官は、弁護人に対し、被害者の住居・電話番号・学校名の記載部分を謄写させないことができる。

2 弁護人は、被告人に対し、被害者の住居・電話番号・学校名を明らかにしてはならない。

(裁判長裁判官・原 啓, 裁判官・有賀貞博, 裁判官・松岡 崇)